

国自旅第390号の2  
令和3年12月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省  
自動車局長



一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に  
関する処理方針の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長  
あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会  
員に対して周知されたい。

